

北海道告示第10367号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年7月11日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成31年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー岩見沢店  
岩見沢市2条東15丁目5番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 270台

(変更後) 230台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 入口1箇所 出口1箇所 出入口3箇所

(変更後) 出入口4箇所

(イ) 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図」(変更前)に表示

(変更後) 届出書添付図面「施設配置図」(変更後)に表示

(4) 変更する年月日

上記1(3)ア、イ 平成31年10月29日(収容台数の減、出入口5の廃止)

上記1(3)イ 平成31年3月1日(入口3, 出口4を出入口3, 4に変更)

(5) 変更する理由

上記1(3) 実態に基づいた駐車台数で駐車場整理を行い、使用実績のない隔地駐車場を廃止すると同時に出入口5も廃止となるため。

届出当時からの状況が変化している事を踏まえて、来客の利便性を考え、入口専用3及び出口専用4を出入口3, 4へと整理するため。

2 届出年月日

平成31年2月28日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

平成31年3月11日（月）から平成31年7月11日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### (4) その他

縦覧については、岩見沢市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は岩見沢市へ問い合わせること。